

魚津市おむつ等介護用品支給事業指定事業者募集要項

魚津市役所社会福祉課

1. 募集事項

(1) 案件名称

魚津市おむつ等介護用品支給事業業務

2. 業務の内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

魚津市おむつ等介護用品支給事業による介護用品等の現物支給を指定事業者が行うことにより、その専門性、ノウハウ等を活用し、介護用品等が必要な高齢者とその介護者へのサービス向上、効率的な事業運営を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

- ・介護用品等配達業務
- ・介護用品に関する使用方法の指導業務
- ・その他付随する業務

(「魚津市おむつ等介護用品支給事業実施要綱」に基づき「魚津市おむつ等介護用品支給事業業務仕様書」のとおりとする。)

(3) 事業規模

実績に応じて支払を行う。

(4) 指定期間

令和6年4月1日又は指定登録日から令和9年3月31日まで

(5) 実施場所

魚津市内とする。

(6) 費用分担

指定事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、指定事業者が登録した介護用品等の価格に含まれるものとし、魚津市は当該事業に係る費用は負担しない。

(7) 支給対象者数（参考）

令和5年度利用者数：273名（令和6年2月末時点）

3. 事業参加資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 業務開始時まで魚津市物品購入等入札参加資格を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (4) 業務遂行時において、魚津市から指名停止を受けていないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団密接関係者」に該当しないこと
- (6) 法人にあつては、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けるこ

とがなくなった日から一年以上経過していること。

- (7) 富山市以東に事業所を有し、本事業を円滑かつ安定して実施できる法人又は個人事業主で、1年以上おむつ等介護用品取扱事業、福祉用具取扱事業、又は介護保険サービス事業の実績があること。
- (8) 具体的な配送方法が確立していること
- (9) 利用者からの相談に応じられる体制となっていること
- (10) 本書及び仕様書に記載される事項の全てを履行できること

4. 指定事業者登録手続き等に関する事項

(1) 事業者指定申請書の提出

本事業への事業者指定登録を希望する場合は、次の書類を郵送又は持参にて提出すること。

提出期間

- ① 令和6年4月1日から指定を受ける場合→令和6年3月18日まで
- ② ①以外→随時受付

※持参の場合、閉庁時間は受け付けない。

提出場所 魚津市役所社会福祉課高齢福祉係(1階⑥番窓口)

提出部数 各1部

提出書類 以下の書類を日本工業規格 A4 サイズの用紙で提出すること。

提出書類	様式
魚津市介護用品支給事業指定事業者登録申請書	様式1
事業者概要書	様式2
支給介護用品登録書	様式3
取扱介護用品カタログ※税込み価格を記載のこと	任意

5. 連絡先

担当部署	魚津市民生部社会福祉課高齢福祉係(市役所1階⑥番窓口)
電話	0765-23-1007(直通)
FAX	0765-23-1073
E-mail	syafuku@city.uozu.lg.jp
HP	http://www.city.uozu.toyama.jp/